

羽生市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、羽生市の教育に資するため、羽生市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって組織する。

(会議)

第3条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

3 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第4条 市長及び教育委員会は、前条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると思われるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

(庶務)

第7条 総合教育会議の庶務は、企画財務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。